

令和8年度障がい福祉人材確保・定着促進事業業務委託基本仕様書

1 目的

障がい福祉人材の不足が深刻化する中で、日々の業務の悩みについて何でも気軽に相談できるワンストップ窓口を設置し、障がい福祉人材の定着を図るとともに、主に若い世代を対象に障がい福祉に係る仕事の魅力を発信し、新規就労を促進することにより、新たな人材の掘り起こしを図る。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の概要

(1) 障害福祉サービス事業所等の従事者を対象とした相談窓口の設置

① 内 容

- ・ 相談員を1名以上配置し、障害福祉サービス事業所等の従事者からの業務上の相談に対応する。
- ・ 相談内容のうち、雇用条件やパワーハラスメントなど労働関係法令に関するものや、受託者が必要と判断した場合には、相談員とは別に専門家により対応できる体制とし、相談に応じるものとする。
- ・ 相談内容のうち、福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に関するものについては、県で実施する福祉・介護職員等処遇改善加算取得促進に係る事業と連携して対応するものとする。
- ・ 必要に応じて、出張相談も行うものとする（外国人を雇用している又は雇用を検討している事業所も含む）。
- ・ 外国人従事者からの業務や生活に関する相談や、事業所からの外国人従事者の受入れに関する相談に対応する。
- ・ 外国人従事者からの相談については、電話のみではなく、対面や電子メール等で翻訳機能を活用したものも可とする。
- ・ 相談窓口は週3日以上、1日6時間以上は対応する。

② 関係機関等との連携

- ・ 相談員は、相談内容等により、他の専門の相談窓口と連携し、相談に応じるものとする。
- ・ 事業の運営にあたっては、山形労働局及び市町村等の相談体制を持つ関係機関等との連携に努めること。

③ 広報活動

- ・ 相談窓口の所在地、電話番号、事業内容等を広く障害福祉サービス事業所等の従事者に知らせるため、広報紙の活用、チラシ及びポスターを作成し、積極的な広報活動を行うこと。

④ 窓口相談で使用する場所の確保及び設置場所

- ・ 窓口相談で使用する場所については、受託者が確保し、山形県内に設置するものとする。

(2) 出前講座による障がい福祉の仕事の魅力発信

① 目 的

現役の相談支援専門員やサービス管理責任者等が講師となって、高校生や大学生等を対象とした出前講座を実施し、障がい福祉の仕事に対するポジティブなイメージの浸透や社会的評価の向上を図る。

② 業務内容

- ・ 出前講座を行う学校やイベントの募集及び調整
(一部学校については、県で調整を行う場合がある。)
- ・ 講師との調整及び謝金等の支払い
(講師の選定については、県で検討している候補者もいるため、それを踏まえ、協議のうえ決定する。)
- ・ その他、出前講座を効果的に実施できる取組み
- ・ 5回程度の実施を想定 (実施可能な高校や大学などの数に応じる)

4 留意事項

- (1) すべての業務について、企画提案に基づき、受託者と山形県が協議し、最終的な内容を決定する。
- (2) 受託者は、個人情報取扱事務に従事している者に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該職員が退職後であっても同様とする。
- (3) 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。